

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

（1）請求人は、平成○年○月にA会社（以下「会社」という。）に入社し、Bビルの警備業務に従事していたところ、平成○年○月○日、会社の同僚と親睦旅行に行った先の旅館において歓談中、意識を喪失し、救急搬送され「左視床出血」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間の休業補償給付を請求（以下「初回請求」という。）したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだが、当審査会は同年○月○日付けでこれを棄却した（以下「前裁決」という。）。

（2）その後、請求人は、初回請求の後続請求となる平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、初回請求と同様、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、

平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

本件は、請求人に発症した本件疾病に係るいわゆる後続請求事案である。当審査会は、既に前裁決において、請求人に発症した本件疾病は、厚生労働省労働基準局長が策定した「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号)に照らし、業務による過重性はなく業務上の事由によるものとは認められない旨判断したところである。

今般の請求事案に係る請求人の主張内容を見ると、初回請求の際と同旨であり、特段の新しい主張内容も認められないことから、当審査会は前裁決に係る判断の変更は要しないと考える。

3 以上のとおりであるので、本件疾病は業務上の事由によるものと認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。